

# 佐倉市地域防災計画修正要旨

## 1. 修正の背景

県による新たな地震被害想定調査結果や、平成 28 年 4 月の熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、国・県による防災基本計画の修正や、防災関係法令の改正などを反映させるため、今回、佐倉市地域防災計画の修正を行いました。

### 【策定・修正の経過】

- |            |  |
|------------|--|
| ■昭和 49 年   | 佐倉市地域防災計画策定  |
| ■平成 11 年修正 | 阪神・淡路大震災の教訓等を反映  |
| ■平成 21 年修正 | 新潟県中越地震等の地震災害や平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨災害等の大規模な災害の教訓等を反映。地震災害対策編については、千葉県地震被害想定調査結果を受け、地震の被害想定を「元禄地震」を中心とするものから、より被害が甚大とされる「東京湾北部地震」に見直し。                                       |
| ■平成 27 年修正 | 平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災において、マグニチュード 9.0 を記録する広域かつ甚大な被害が発生。佐倉市においても液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害をもたらしたとともに、帰宅困難者の発生や原発事故を契機とする計画停電等の問題が起こったこと。また、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法を受け見直し。 |

## 2. 主な修正内容

### (1) 応援受入体制の整備

大規模災害時に、救援部隊、医療救護活動、国や県からのプッシュ型支援による救援物資等を各避難所等へ円滑に運搬し受け入れる体制を整備するものとします。

### (2) 熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化

- 車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等の早期の情報収集に努めるとともに、健康相談、保健指導によりエコノミークラス症候群の予防に努めます。
- 各避難所において、被災者の健康状態の把握、衛生状態の保持などにより健康管理を推進します。また、マンホールトイレの整備を順次進めます。

### (3) 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を反映

避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」と変更します。

### (4) 土砂災害防止法及び水防法の改正を反映

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設について、法律に基づき、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、支援や助言を行います。